

国立がんセンターの独立行政法人化によるがん診療連携拠点病院としての 取扱いについて

I 現状

1. がん対策基本法における国立がんセンターの位置づけについて

平成19年4月より施行された「がん対策基本法」（平成18年6月23日付け法律第98号）第15条2項において、国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立がんセンター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとして定め、平成19年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」において、国立がんセンターは、我が国のがん対策の中核的機関であり、拠点病院への技術支援や情報発信を行うなど、我が国全体のがん医療の向上を牽引していくことと位置づけているところ。

2. 国立がんセンターのがん診療連携拠点病院の指定について

国立がんセンター中央病院及び東病院は、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日付け健発第0301001号厚生労働省健康局長通知。）に規定するとおり、がん診療連携拠点病院とみなし、特に他のがん診療連携拠点病院への診療に関する支援及びがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成等の役割担うものとしているところ。

3. 国立がんセンターの業務実績について

従来、国立がんセンターにおいては、院内がん登録や相談支援業務等の技術的支援、がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者への各種研修、全国から集約されたデータを分析し情報を発信する等について実施しているところ。

II 今後の取扱いについて

国立がんセンター（中央病院、東病院等）は、平成22年度から独立行政法人化されることとなっている。しかしながら、これまでの業務実績を勘案し、従来どおり我が国のがん対策の中核的機関としての役割を継続して担うこととする。